

前回までの審議内容について

1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

㉑【一般】公共工事設計労務単価設定あり

- ・公共工事設計労務単価の75パーセントを基準とした金額とする。
- ・公共工事設計労務単価が改正された場合は、労働報酬下限額も合わせて改正する。

㉒【一般】公共工事設計労務単価設定なし

- ・設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とする。
- ・今後、単価が示されなかった職種についても同様とする。

㉓【特別】未熟練者（見習い・手元等）・年金等受給者

- ・労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約・指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額の金額910円（1時間当たり）とする。

2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

㉔【一般】

- ・豊川市臨時職員賃金又は、地域別最低賃金の1%を上乗せした額の高い金額の金額910円（1時間当たり）とする。
- ・地域別最低賃金が改正された場合は、労働報酬下限額も合わせて改正する。

㉕【特別】未熟練者（見習い・手元等）・年金等受給者

- ・【一般】業務委託契約・指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額の金額910円（1時間当たり）とする。

3 意見

- ・条例の施行状況を見ながら、労働報酬下限額の引き上げ及び労働環境確認書の内容確認のための添付書類について検討する。

平成30年3月適用の公共工事設計労務単価から算出した場合の
工事請負契約に係る労働報酬下限額

※平成30年3月適用の公共工事設計労務単価の75%で算出しており、労働単価が改正された場合は、改正後の公共工事設計労務単価の75%が労働報酬下限額となります。

【工事請負契約】

(単位:円/1時間当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	2,091	27	普通船員	2,016
02	普通作業員	1,791	28	潜水士	3,629
03	軽作業員	1,369	29	潜水連絡員	2,354
04	造園工	1,885	30	潜水送気員	2,204
05	法面工	2,475	31	山林砂防工	2,513
06	とび工	2,382	32	軌道工	3,525
07	石工	2,616	33	型わく工	2,400
08	ブロック工	2,541	34	大工	2,391
09	電工	1,913	35	左官	2,213
10	鉄筋工	2,213	36	配管工	1,922
11	鉄骨工	2,232	37	はつり工	2,260
12	塗装工	2,344	38	防水工	2,372
13	溶接工	2,588	39	板金工	2,213
14	運転手(特殊)	2,054	40	タイル工	2,288
15	運転手(一般)	1,857	41	サッシ工	2,260
16	潜かん工	2,869	42	屋根ふき工	1,970
17	潜かん世話役	3,385	43	内装工	2,513
18	さく岩工	2,485	44	ガラス工	2,185
19	トンネル特殊工	3,113	45	建具工	2,035
20	トンネル作業員	2,297	46	ダクト工	1,838
21	トンネル世話役	3,329	47	保温工	2,110
22	橋りょう特殊工	2,654	48	建築ブロック工	2,894
23	橋りょう塗装工	2,897	49	設備機械工	2,185
24	橋りょう世話役	2,954	50	交通誘導警備員A	1,322
25	土木一般世話役	2,185	51	交通誘導警備員B	1,135
26	高級船員	2,504			